

企業産出産業別産業小分類		企業数	事業所数	企業産出産業別産業小分類		企業数	事業所数
326	眼鏡製造業（枠を含む）	1	346	漆器製造業	21		
327	時計・同部分品製造業	85	348	他に分類されない製造業	43	103	
343	がん具・運動競技用具製造業	1	148	レース・繊維雑品製造業	1		
331	武器製造業	1	149	その他の繊維工業	1		
331	武器製造業	3	151	外衣製造業（和式を除く）	1		
341	貴金属製品製造業（宝石加工を含む）	8	161	製材業、木製品製造業	1		
223	工業用プラスチック製品製造業	1	162	造作材・合板・建築用組立材料製造業	1		
251	ガラス・同製品製造業	1	189	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	2		
305	電子計算機・同附属装置製造業	1	203	有機化学工業製品製造業	2		
327	時計・同部分品製造業	2	205	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1		
341	貴金属製品製造業（宝石加工を含む）	16	209	その他の化学工業	1		
345	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	1	221	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	4		
342	楽器・レコード製造業	19	54	223	工業用プラスチック製品製造業	1	
169	その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	2	224	発泡・強化プラスチック製品製造業	2		
171	家具製造業	1	229	その他のプラスチック製品製造業	1		
173	建具製造業	2	252	セメント・同製品製造業	2		
193	印刷業（謄写印刷業を除く）	1	284	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	1		
273	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	1	298	事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	1		
302	民生用電気機械器具製造業	1	301	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	1		
304	通信機械器具・同関連機械器具製造業	1	311	自動車・同附属品製造業	1		
307	電気計測器製造業	1	321	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	1		
342	楽器・レコード製造業	42	343	がん具・運動競技用具製造業	44	108	348
343	がん具・運動競技用具製造業	44	108	他に分類されない製造業	76		
145	ニット製造業	1					
151	外衣製造業（和式を除く）	4					
229	その他のプラスチック製品製造業	2					
298	事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	1					
301	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	1					
304	通信機械器具・同関連機械器具製造業	4					
306	電子応用装置製造業	2					
308	電子機器用・通信機器用部分品製造業	1					
325	光学機械器具・レンズ製造業	1					
343	がん具・運動競技用具製造業	90					
345	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	1					
344	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	18	42				
282	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	1					
298	事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	1					
299	その他の機械・同部分品製造業	2					
343	がん具・運動競技用具製造業	1					
344	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	36					
348	他に分類されない製造業	1					
345	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	14	31				
223	工業用プラスチック製品製造業	1					
232	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	1					
327	時計・同部分品製造業	1					
345	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	28					
346	漆器製造業	10	23				
172	宗教用具製造業		2				

## 付録

工業統計調査規則	昭和26年12月28日 通商産業省令第81号 最終改正 昭和63年10月21日通商産業省令第58号
(省令の目的)	
第1条 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。	
(調査の目的)	
第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	
(調査の期日)	
第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。	
(調査の範囲)	
第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）又はこれを有する企業について行う。	
(調査の種類)	
第5条 工業調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。	
2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。	
3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。	
4 丙調査は、前条の規定する企業であって、従業者50人以上で、資本金1千万円以上の合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社であるものについて行う。	
(調査事項)	
第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。	
1 事業所名及び所在地	
2 会社名	
3 本社又は本店名及び所在地	
4 他事業所の有無	
5 経営組織及び資本金額又は出資金額	
6 従業者数及びその内訳	
7 常用労働者毎月末現在数合計	
8 現金給与総額	
9 原材料、燃料及び電力使用額	
10 委託生産費	
11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減	
12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額	
13 製造品出荷額	
14 加工貢及び修理料収入額	
15 内国消費税額	
16 主要原材料名	
17 作業工程	
18 敷地面積及び建築面積	
19 工業用地の取得面積	
20 工業用水使用量及びその内訳	
21 親会社の状況	
22 子会社及び関連会社の状況	
23 売上高及びその内訳並びに営業外収益額	
24 営業費用及びその内訳並びに営業外費用	
(調査票の様式)	
第7条 甲調査、乙調査及び丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙及び丙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。	
(集計及び公表)	

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。 (申告義務)
第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者又は同条に規定する企業を代表する者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。 (準備調査)
第9条 市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。
2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。 (調査の方法)
第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。
2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出前にその旨を申し出て配布を受けなければならない。
第11条 削除 (調査票等の提出)
第12条 申告義務者は、調査票1部に所定の事項を記入し、記名押印して、これを市町村長の定める日までにその事業所又は企業の本社若しくは本店の所在地の市長村長に提出しなければならない。
第13条 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。
第14条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。 (調査の指揮監督)
第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。
2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。
第16条 削除 (工業統計調査指導員及び工業統計調査員)
第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員（以下「工業調査指導員」という。）及び工業統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。
2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。
3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。
4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。
第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合の行為があったときは、解任することができる。 (実地調査)
第19条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第24号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。
(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。  
(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額
- 4 本社又は本店所在地
- 5 経営組織
- 6 従業者数
- 7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。  
(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附 則（抄）  
(昭和26年12月28日通商産業省令第81号)  
最終改正 昭和63年10月21日通商産業省令第58号

2 昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 従業者3人以下の事業所について行う昭和62年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

6 昭和63年の工業調査については、第5条第1項の規定にかかわらず丙調査は行わない。

7 昭和63年の工業調査については、第6条第21号から第24号までに掲げる事項については調査しない。

#### 附則別表

業種	業種の範囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット製造業
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・革・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業（手袋を除く）、小分類243—革製履物用材料・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類254—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

（本規則は、昭和63年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。）





1・2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業者規模	(金額単位:万円)					
従業者数 (12月末現在)								
事業所数								
常用労働者	常用労働者(管理・事務)	個人事業主及び家族従業者	合計	*延常用労働者				
男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	(人)		
製造品出荷額	加工費収入額	修理料収入額	くず廃物の出荷額	その他の収入額	合計	常用労働者 (管理・事務)	その他現金給与	合計
原材料使用額	*燃料使用額	*購入電力使用額	委託生産費	合計	土地	土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)* (機械及び装置)* (その他)*	
有形固定資産額 (9人以下を除く)								
除却額	減価償却額	建設仮勘定*	土地取得額	取 得 額 (新規)				
土地	土地以外のもの	増加額	減少額	土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)* (機械及び装置)* (その他)*			
有形固定資産額 (9人以下を除く)								
取 得 額 (中古)				在 庫 額 *				
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)* (機械及び装置)* (その他)*	製造品	半製品及び仕掛品	原材料及び燃料	合計	製造品	半製品及び仕掛品	
在 庫 額 *								
年 初 在 庫 額	年 末 在 庫 額	事業所敷地面積	事業所建築面積	事業所延床建築面積	(m <sup>2</sup> )	用 地 取 得 面 積 (m <sup>2</sup> )		
(従業者29人~10人)	(従業者29人~10人)	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )				
原 材 料 及 び 燃 料	合 計							
用 地 取 得 面 積 (m <sup>2</sup> )				水 源 別 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)				
	合 計			公共水道	淡水			
				工業用水道	上水道	地表水・伏流水	井戸水	その他の回収水
								合計
用 途 別 用 水 量								
海 水	生 产 额	付 加 値 額	粗付加価値額	有形固定資産投資額	有形固定資産年未現在高	付加価値率 (%)	現金給与率 (%)	原 材 料 率 (%)
そ の 他	合 計			(9人以下を除く)	(9人以下を除く)			
分 配 率 (%)	現 金 給 与 純 額	製造品出荷額等(除内国消費税額)	生 产 额(除内国消費税額)	付 加 値 額	粗付加価値額	従業者数(人)	製造品出荷額等(除内国消費税額)	生 产 额(除内国消費税額)
								付 加 値 額

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県	市区町村	産業分類	(金額単位:万円)					
従業者数(人)								
事業所数								
製造品出荷額等								
くず廃物の出荷額 その他の収入額 合計								
内国消費税額								
生 产 额								
付 加 値 額								
粗付加価値額								

昭和63年

## 工業統計表

企業統計編

平成3年3月8日 印刷

平成3年3月29日 発行

編集者 通商産業大臣官房調査統計部

東京都千代田区霞が関1の3の1

電話 03(3501)1511

印刷 大蔵省印刷局

東京都港区虎ノ門2-2-4

電話 03(3587)4288・4974  
(業務部図書課ダイヤルイン)